

令和元年 死亡災害発生状況一覧表(案)

宮崎労働局
令和2年3月12日現在

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	墜落、転落	はしご等	その他の接客娯楽業	男	40代	7年	高さ約3メートルの脚立に乗り、チェーンソーで樹木の剪定を被災者が行っていたところ、脚立から墜落した。被災者は安全帯、保護帽を使用していなかった。
2	2月	その他	起因物なし	建築工事業	男	50代	6年	作業現場で胃痛を訴え、車内で休んでいたところ、意識消失状態で発見され、病院に搬送されたが、同日、急性心臓死により死亡した。被災者は発症前1か月間に100時間を超える時間外労働を行っていた。
3	3月	崩壊、倒壊	建築物・構築物等	土木工事業	男	60代	28年	水道管理設工のため、深さ約1.5メートルの掘削した溝の中で被災者は計測作業をしていた際、埋設されたコンクリート擁壁（高さ約1メートル、長さ約1.2メートル、幅約0.5メートル、重量830キログラム）が倒壊し、壁との間に挟まれた。
4	4月	墜落、転落	建築物・構築物等	建築工事業	男	60代	40年	木造平屋建て新築工事において、母屋上で垂木を設置個所に被災者が運んでいたところ、高さ約4メートル下の地面に墜落し、更に高さ1メートル下の田んぼに墜落した。（建屋の外周に足場を組んでいたが、中さんは未設置であった。）
5	5月	交通事故	乗用車	道路旅客運送業	男	60代	3年	市道上で、信号待ちで停車していた大型トラックにタクシーを運転していた被災者が追突した。
6	5月	激突され	立木等	木材伐出業	男	70代	2年	杉（樹高約23メートル）に追い口を入れた箇所にくさびを被災者が打ち込んだところ、予定した伐倒方向と違う方向へ伐倒木が倒れ、近くで作業していたグラブルの掴みアームに接触した。その反動で伐倒木が被災者の退避場所に滑り、被災者に激突した。
7	9月	墜落、転落	トラック	木材伐出業	男	40代	2年	長さ4メートルの丸太約60本を積載したトラッククレーン（最大積載量9.3トン）で林道を被災者は走行していたところ、林道の路肩が崩壊（長さ3.5メートル、最大幅68センチメートル）し、崖下に転落した。
8	9月	墜落、転落	地山・岩石	木材伐出業	男	20代	5年	間伐作業現場に向かうため、傾斜約50度の落ち葉で覆われている山道を被災者は歩行していたところ、足を滑らせ滑落（斜距離約12メートル）し、河床の岩で頭を強打した。被災者はスパイク付きの靴を着用しておらず、被災直後、保護帽は脱げていた。
9	10月	墜落、転落	不整地運搬車	木材伐出業	男	60代	4ヶ月	傷んだ林道を補修するために川砂利を積載した不整地運搬車を被災者は運転していた。砂利をダンプし、不整地運搬車を旋回等させていたとき、林道の路肩から約6メートル転落し、被災者は不整地運搬車の下敷きになった。
10	11月	墜落、転落	不整地運搬車	土木工事業	男	60代	41年	用水路の基礎生コン打設のため、生コンを不整地運搬車に積み、打設箇所まで運搬する作業に被災者は従事していた。時間が経過しても生コンを被災者が運搬してこないため、他の者が確認に行ったところ、被災者は路肩から約3.5メートル下に転落した不整地運搬車の下敷きになっていた。
11	12月	激突され	立木等	土木工事業	男	60代	5年	掘削工事に先立ち、竹や立木の皆伐作業に被災者は従事していた。胸高直径約30センチメートルのこの木を伐倒するため、受け口を入れ、追い口を設ける途中又は、退避中に倒れ始めたこの木の幹が約2メートルに渡り裂け、元口部分が被災者に激突した。
12	12月	飛来、落下	立木等	木材伐出業	男	70代	10年	胸高直径約30センチメートルの広葉樹を被災者が伐倒したところ、広葉樹の山側にあった胸高直径約20センチメートルの広葉樹が、高さ約8メートルの個所で折れ、長さ約9.5メートルの先端部分が落ち、被災者に当たった。広葉樹が折れた原因は、つるがらみ、えだがらみなどが考えられる。